

火薬類の輸入の承認について

輸入注意事項19第7号(19.3.6)

改正①輸入注意事項21第10号(21.4.15) ②輸入注意事項22第17号(22.2.16)

③輸入注意事項26年6号(26.3.17)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる火薬類の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。))については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

関税率表の番号等	品目
36・01	火薬
36・02	爆薬
36・03	導火線、導爆線、火管、イグナイター(次に掲げるものを除く。)及び雷管 イ 火薬0.1グラム以下のイグナイターのうち、黒色火薬を使用し電気により点火する構造のもの ロ 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示(平成24年経済産業省告示第14号)第一号の要件を満たす火工品(イグナイターに限る。)

2 申請者の資格

- (1) 関税率表第36・01項に該当する貨物(火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。)第2条第1項第1号に規定する火薬に限る。)については次のいずれかに該当する者
 - ① 火取法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可を受けている者又は火取法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可を受けている者であって、かつ、火取法第12条第1項の規定による許可を受けている者又は火取法第13条のただし書の規定による許可を受けている者
 - ② ①以外の者にあつては、申請貨物につき火取法第24条の規定に基づく輸入の許可を受けた者
- (2) 関税率表第36・02項に該当する貨物(火取法第2条第1項第2号に規定する爆薬に限る。)(1)に同じ。
- (3) 関税率表第36・03項に該当する貨物(火取法第2条第1項第3号に規定する火工品に限る。)(1)に同じ。
- (4) 上記に掲げる品目以外の貨物にあつては、当該貨物を輸入しようとする者

3 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(2) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

(3) 申請書の提出部数

輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一T2010） 2通

(4) 添付書類

① 2の(1)から(3)までに該当する場合

(イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕2通

(ロ) 申請資格を有することを証する書類の写し2通

(ハ) 当該申請貨物のカタログ類2通

(ニ) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の写し2通

② 2の(4)に該当する場合

(イ) 輸入承認申請明細書〔別紙様式1〕2通

(ロ) 当該申請貨物の輸入を必要とする理由を説明する書類2通

(ハ) 当該申請貨物のカタログ類2通

(ニ) 当該申請貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の写し2通

③ 審査に当たり、必要がある場合には、許可書等の原本並びに①及び②に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

④ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可書等の原本は確認後返還する。

(5) 添付書類の省略

(4) ①(ロ)の申請資格を有することを証する書類（以下「資格許可書等」という。）については、以下の書類を提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。また、提出した資格許可書等に変更があった場合には、変更後の資格許可書等を同様に提出し受理された場合には、以降の同様の申請において資格許可書等の添付を省略することができる。

① 資格許可等対象書類

(イ) 火取法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可

(ロ) 火取法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可

(ハ) 火取法第12条第1項の規定による許可

(ニ) 火取法第13条ただし書の規定による許可

(ホ) (イ)から(ニ)までの許可書の内容を変更したことを証する書類

② 提出書類

(イ) 資格許可書等の写し2通

(ロ) 申請書本人が当該資格許可書等の写しは原本と相違ないことを誓約した別紙様式2による書類（以下「原本誓約書」という。）2通

4 輸入承認の基準

当該輸入承認申請が3に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

(裏面)

⑨ 貨物の用途
⑩ 輸出業者名 (住所)
⑪ 製造業者名 (住所)
⑫ 特別の有効期間の設定 ・ 輸入承認の日から _____ 月 ・ 理 由

記入上の注意事項

1. ※印のある欄には記入しないでください。
2. 「【火薬・爆薬・火工品・その他】」から該当するものを○で囲んでください。
3. 「⑦ 国連番号 (UN No.)」欄は、火薬類を含む貨物の場合のみ記入してください。
4. 「⑧ 貨物名・貨物の説明等」欄
貨物名 (和訳) ・ 貨物の説明 (型・銘柄・仕様・規格・構造・火薬の組成及び数量) を記入してください。欄内に書ききれない場合は別紙に記入してください。
5. 「⑫ 特別の有効期間の設定」欄
輸入承認証の有効期間は承認をした日から6か月と定められていますが、この期間内に輸入が不可能な場合には特別の有効期間を設定することができます。
この欄に必要な期間とその理由を記入し、特別の有効期間を必要とすることを立証する書類を添付してください。
6. 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。

原本誓約書

経済産業大臣 殿

申請者記名
押印又は署名
住 所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

- 火薬類取締法第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可
許可番号_____
- 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可
許可番号_____
- 火薬類取締法第12条第1項の規定による火薬庫設置等の許可
許可番号_____
- 火薬類取締法第13条ただし書の規定による許可
許可番号_____
- 上記許可書の内容を変更したことを証する書類
許可番号等_____

記入上の注意事項

1. 該当する書類に☑マークしてください。
2. 許可番号等については、許可番号を記入してください。ただし、許可番号のない書類については、当該書類の受理年月日を記入してください。
3. 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。